

# 「インフルエンザ予防接種補助」Q & A集

Q1. 対象期間中に 2 回接種をする場合は、補助も 2 回、ありますか？

いいえ、補助は各年度の対象期間中に 1 回のみです。  
また、接種費用が 1 人上限 2,000 円に満たなかった場合も、費用補助は 1 回のみとなります。

Q2. この11月に生後半年になるが、補助の対象となりますか？

いいえ、補助の対象にはなりません。  
各年度の 10 月 1 日時点で 生後半年に達している方から補助対象となります。  
(2024 年度の場合、2009/4/2 から 2024/4/1 の間に誕生日がある方が対象者となります)

Q3. (接種補助券を初回印刷した) 8 月下旬以降、新たに被扶養者となり接種補助の対象となった場合には、接種補助券は発行・送付されるのですか？

接種補助券は発行されません。「インフルエンザ予防接種補助金申請書 [個別申請用]」を健保HPよりダウンロードして申請してください。

Q4. 対象者で海外に駐在されている方の接種はどうなりますか？

対象となる健保の被扶養者の方が、日本国内で接種される場合は、費用補助の対象となります。  
一方で、海外で接種を受けられた場合には、健保補助の対象外となります。

Q5. フルミスト（経鼻インフルエンザ生ワクチン）は対象になりますか？

日本国内で承認された経鼻インフルエンザ生ワクチンの接種は補助の対象となります。  
(補助の上限額は他のインフルエンザ予防接種補助と同じ上限 2,000 円です)

Q6. 接種補助券(表面)/補助金申請書(裏面)を紛失した場合は、どうすればよいですか？

まず、補助券/申請書の再発行は致しません。もし、紛失された場合には、健保HPから「インフルエンザ予防接種補助金申請書 [個別申請用]」をダウンロードしてください。  
その後、該当項目を記入のうえ、必要事項が記載された領収書（原本）を添付し、健保へ補助金の申請をしてください。

Q7. 「接種補助券」(表面)は、愛知県のどこの医療機関でも使えますか？

愛知県にある約 3,000 の医療機関で使える予定です。  
(参加医療機関リストは以下の URL よりご確認ください (9 月下旬に更新予定))  
[https://kenporen-aichi.jp/influenza\\_list](https://kenporen-aichi.jp/influenza_list)

# 「インフルエンザ予防接種補助」Q & A 集

Q8. 退職するのですが、未使用の接種補助券はどうすればよいですか？

使用されなかった場合は、接種補助券は保険証と一緒に返却してください。  
(在職中で健保の資格がある間は、使用していただけます。)

Q9. 同じジェイテクト健保加入の中で転籍して健保の資格情報（記号・番号）が変わりましたが、接種補助券はそのまま使用出来ますか？

はい、そのまま使っていただけます。  
(ジェイテクト健保以外の健保等から、新たに当健保の被扶養者になられた場合には、Q3. をご参照ください。)

Q10. 申請書に領収書は必要ですか？

「補助金申請書」（裏面）に病院の証明があれば、領収書の添付は不要です。  
病院の証明が貰えない場合や文書料が必要と言われた場合、または「令和6年度インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」で申請する場合は領収書が必要です。  
紛失されないようご注意ください。

Q11. 領収書に「インフルエンザ予防接種」と書かれていない場合はどうしたらよいですか？

接種した医療機関で「インフルエンザ予防接種」と追記してもらうか、  
「インフルエンザ予防接種」と明記された診療報酬明細書を領収書と一緒に提出してください。

なお、領収書に必要な記載事項は以下です。

- 医療機関名 ● 接種者氏名 ● 接種日 ● 接種金額
- **内訳（但し書き）に「インフルエンザ予防接種」の記載**

Q12. ①「補助金申請書」(裏面) 及び ②「インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」の違いは何ですか？

①「補助金申請書」(裏面)・・・配布した接種補助券の裏面です  
愛知県外 または 愛知県内の指定契約医療機関外で接種し、  
接種証明可能・文書料なし、の時に使用します。

②「インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」・・・健保HPからダウンロードする物です  
接種補助券を紛失した時・新たに被扶養者となり、接種補助の対象となった時  
海外駐在者で対象となる健保の被扶養者の方が日本国内で接種される時  
に使用します。

# 「インフルエンザ予防接種補助」Q & A 集

Q13. 医療機関で①「補助金申請書」(裏面)を出したら、接種証明可能だが文書料がいると言われました。どうしたらいいですか？

文書料は補助の対象になりません。(自己負担)  
健保には文書料を払われてまでの証明は不要ですので、インフルエンザ予防接種の補助申請には①「補助金申請書」(裏面)は使用せず、内訳(但し書き)に「インフルエンザ予防接種」と記載された領収書をもってください。その後、未使用の「補助金申請書(裏面)」と領収書を健保へ提出してください。

Q14. ①「補助金申請書」(裏面)及び②「インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」の申請期限は？

①, ②とも、令和7(2025)年2月20日(木)健保必着となります。

Q15. 補助金申請書(裏面)を病院から返してもらえなかった場合はどうしたらよいですか？

病院へ連絡し、返してもらってください。

Q16. 健保の補助と市町村もしくは他の実施機関の補助は併用できますか？

はい、併用できます。  
市町村等にも領収書の添付が必要な場合はコピーを取って頂き、原本はジェイテクト健保へ提出してください。また、市町村等の補助金を受けるため原本提出が必要な場合は、健保で原本証明を行い、補助申請に必要な領収書をお渡しますので、その旨健保へご連絡ください。

Q17. 「補助金申請書」(裏面)及び「インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」で申請した場合、どのように費用補助の金額が還付されますか？

健保処理月の翌月25日に、健保から各事業所に補助金をまとめて振込みます。  
「補助金申請書」(裏面)については、申請から2~3か月後、また「インフルエンザ予防接種補助金申請書[個別申請用]」については、2025年3月25日に健保から事業所へお振込みします。  
その後、補助金は各事業所より被保険者に対して還付されます。

Q18. 補助金申請後、どこで還付された金額を確認できますか？

補助金のお振込み金額はKENPOSからご確認ください。

<https://www.kenpos.jp/>

上記をご覧になられても、ご不明な点がありましたら、お手数ですがジェイテクト健保までお問合せください。

(内線) 770-2333 (直通) 0566-22-6456